

FUTURE IS VEGAN

未来は優しさとサステイナビリティを
併せ持つヴィーガンの時代

《 MISSION 》

「日本プラントベース市場協会 (PMA)」は日本国内の VEGAN・PLANT BASED 市場発展を目的に、

- 1 業界の指標・基準となるガイドラインの策定
- 2 「会員事業の発展=市場の発展」と捉えたイベント等での販促サポート
- 3 国際ビジネスイベント (MICE) による世界の VEGAN 団体 / 企業との窓口業務
- 4 消費者の声を反映し、より良い市場環境を作るための VEGAN 消費者リサーチ

などを通して活動していきます。

《 ACTIVITY / 具体的な活動内容 》

- 1 ビーガングルメ祭りでの B to C 向けイベント (東京・名古屋・京都)
- 2 国際 VEGAN イベント「ASIAN VEGAN CONNECT」での国際活動 (展示会 & シンポジウム&交流会)
- 3 ASIA VEGAN AWARDS での業界指標・表彰による販促・事業推進
- 4 その他、当協会 (PMA) が市場発展と考えるイベント・活動全般

* 各活動の詳細は、各 HP からご確認ください。

2026 年 法人会員 年会費

1月～12月の区切りとなります。(どの月に入会しても記載の定額となります)

A:個人事業主	B:法人(小規模～中小企業)	C:大企業
¥ 8,500 税別	¥ 13,500 税別	¥ 50,000 税別
* 法人格をもたない事業者・団体	* 資本金 5 億以下	* 資本金 5 億以上
	* NPO 法人、社団法人等も含む	

この会員規約（以下「本規約」）は、日本プラントベース市場協会（以下「当協会」）と、日本プラントベース市場協会 2026 法人会員（以下「法人会員」）との関係に適用し、また法人会員の心得、規範を明確にしています。当協会では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

総 則

第1条（目的）

- 1、業界の指標・基準となるガイドラインの策定
- 2、「会員事業の発展＝市場の発展」と捉えたイベント等での販促サポート
- 3、国際ビジネスイベント（MICE）による世界の VEGAN 団体 / 企業との窓口業務
- 4、消費者の声を反映し、より良い市場環境を作るための VEGAN 消費者リサーチ

第2条（事業活動）

当協会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1、ビーガングルメ祭りでの B to C 向けイベント（東京・名古屋・京都会場）
- 2、国際 VEGAN イベント「ASIAN VEGAN CONNECT」での国際活動（展示会 & シンポジウム & 交流会）
- 3、ASIA VEGAN AWARDS での業界指標・表彰による販促・事業推進
- 4、アジア各国でのヴィーガンフェス及び展示会への出展、国際交流
- 5、その他、当協会（PMA）が市場発展に繋がると考えるイベント・活動全般

第3条（法人会員種別と年間費）

当協会の法人会員の種別と年間費は以下の通りとする。

- A、法人格をもたない個人事業主・団体は、8,500 円税別
- B、小規模～中小企業、NPO 法人、社団法人、13,500 円税別
- C、大企業（資本金 5 億以上の企業）、50,000 円税別

第4条（会員義務）

法人会員は以下の義務を負う。

- 1、第1/2条の目的・活動内容に賛同の上、イベントやプロジェクトに参加し、共に事業発展に繋げていくものとする
- 2、協会の名誉を損なう行為、反社会的行為を行わないこと
- 3、会費・必要資料を期限内に納入・提出すること

第5条（入会）

- 1、入会を希望する者は、所定の入会申込ページから申込をし、理事会の審査を受けるものとする。
- 2、理事会の審査承認後、当協会から連絡し 10 日以内に会費の納入すること
- 3、会費の納入と必要資料の提出の完了をもって入会完了とする。

第6条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

第 7 条 (会員資格の停止・解除)

- 1、年会費が支払われないとき
- 2、内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 3、当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- 4、当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 5、入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 6、当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- 7、本規約に違反した場合
- 8、その他、当協会が会員として不適当と判断した場合

第 8 条 (拠出金品の不返還)

一度払い込まれた年会費及びその他の拠出金品は返還しません。

第 9 条 (禁止行為)

- 1、全会員は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。
- 2、その他、協会の主旨を理解し、第 7 条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第 10 条 (個人情報の保護)

- 1、法人会員の個人情報 住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
- 2、当協会は、当協会が保有する全会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 11 条 (損害賠償)

法人会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該法人会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第 12 条 (免責)

当協会は、法人会員に提供するサービスの利用により発生した法人会員の損害等に対し、当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 「会計業務委託」

当協会の年会費及び、イベント開催にかかる収支、会計業務全般を株式会社 veg works へ委託する。

第 14 条 「規定の追加」

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします

付 則

この規約は 令和 7 年 12 月 3 日より施行する。